

# 公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 16 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区 域 別添付図のとおり
- （2）期 間 令和 7 年 5 月 30 日～6 月 15 日

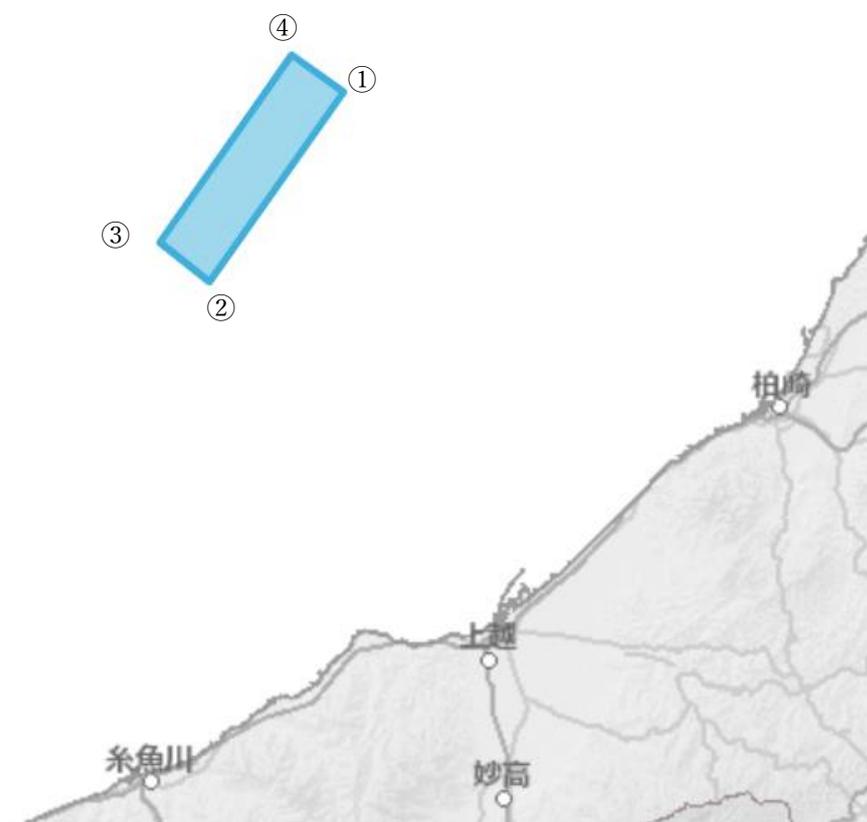
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



No	緯度			経度		
1	37 °	39 ′	00 ″	138 °	04 ′	40 ″
2	37 °	29 ′	00 ″	137 °	55 ′	40 ″
3	37 °	31 ′	00 ″	137 °	52 ′	20 ″
4	37 °	41 ′	00 ″	138 °	01 ′	10 ″

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan